# 滝沢市公共下水道区域外流入の許可に関する要綱

（趣旨）

**第１条**　この告示は、滝沢市下水道条例（昭和58年滝沢村条例第１号。以下「条例」という。）第43条第１項の規定に基づき、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第２条第７号の排水区域の外から公共下水道に汚水を流入すること（以下「区域外流入」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の基準）

**第２条**　上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者権限を行う市長」という。）は、次の各号のいずれにも該当する基準を満たした場合、区域外流入の許可をするものとする。

（１）　法第２条第４号に規定する流域下水道の管理者が区域外流入をすることを認めた場合

（２）　公共下水道にポンプ装置を設置せず、汚水を公共汚水ますから自然流下で排除することができる場合。ただし、管理者権限を行う市長が公共下水道の維持管理を行う上で支障がないと認めたときは、その基準を緩和し、区域外流入の許可をすることができる。

（３）　区域外流入しようとする土地から排除される汚水量が、公共下水道の排除能力の範囲内である場合

（４）　区域外流入に係る除害施設及び特定施設の設置並びに区域外流入を行う建築物から排除される下水の水質等が法及び条例の規定に適合する場合

（５）　区域外流入を行う建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合した建築物である場合

（６）　その他管理者権限を行う市長が維持管理を行う上で必要と認める条件に適合する場合

（許可の条件）

**第３条**　前条の許可を受けた者は、自らの費用で条例及び滝沢市下水道条例施行規程（平成27年滝沢市上下水道部規程第２号）の規定による区域外流入に必要な公共下水道を設置しなければならない。この場合において、当該公共下水道は、市の検査後、市に帰属するものとする。

（補則）

**第４条**　この告示に定めるほか、この告示の運用に関して必要な事項は、管理者権限を行う市長が別に定める。

**附　則**

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

**附　則**（平成31年３月１日上下水道部告示第４号）

（施行期日）

1　この告示は、平成31年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の滝沢市公共下水道事業計画区域外流入の許可に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に区域外流入の許可を受けた者について適用し、この告示の施行の日前に区域外流入の許可を受けた者については、なお従前の例による。